

平成 29（2017）年度 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価 とりまとめ

平成 31 年 3 月 28 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合

1. 背景

平成 29 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス事業にライセンス制が導入され、ガス小売事業及び製造事業が全面自由化され、ガス導管事業は中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各ガス導管事業者は新たな託送供給約款を策定して平成 29 年 4 月から実施、その後、制度改正後初年度となる平成 29 年度の託送収支計算書が順次公表されている。これを踏まえ、平成 30 年 9 月 26 日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

ガス導管事業の効率化・料金の低廉化と質の高いガス供給サービスの維持・向上を促すことは、ガスの需要家の便益を高めるだけでなく、小売・製造事業者間の競争の活性化にも寄与し、エネルギー供給全体の生産性向上に資するものである。

こうしたことを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合は、ガス導管事業の効率化・料金低廉化及びサービスの維持・向上を促進するため、主に以下の項目について平成 29 年度託送収支等を分析・評価した。また、分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、その対応の方向性について検討した。

- 託送収支の状況
- 効率化に向けた取組状況
- 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事についても、効率化・工事費の低廉化を促すため、各社の内管工事の取組状況を分析・評価した。

2. 平成 29 年度託送収支等の事後評価の結果

（1） 託送収支の状況

① 超過利潤が一定水準を超過した事業者

平成 29 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（224 社）のうち、託送供給約款を策

定している等の事業者（143社）について、平成29年度の収支状況等を評価した¹。

これら143社のうち、6社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過した。

これらの事業者については、このまま2020年4月1日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更認可申請命令の対象となりうる。各事業者に対応方針を聴取したところ、6社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

② 各社の超過利潤及び収益・費用の状況

各社の超過利潤及び収益・費用の状況について、詳細な分析を行った。なお、4月～3月以外の会計年度を採用している事業者58社については、平成29年度の託送収支に制度改正前の収支も含まれていることから、また、4月以降に新たな託送供給約款を策定した1社については、平成29年度の託送収支に事業開始に必要な費用が含まれていることから、詳細分析については、これ以外の84社のみを対象とした。

これら84社のうち、平成29年度に超過利潤が発生していたのは49社であった。収益については、平成29年度の実績が想定原価（想定収益）を上回った事業者は50社、下回ったのは31社であった。費用については、平成29年度の実績が想定原価を上回った事業者は50社、下回ったのは31社であった（供給条件の届出を行う特定ガス導管事業者3社については、原価が設定されていないため除外した）。

③ 大きな超過利潤が発生した事業者の評価

一定水準を超過した事業者以外にも、平成29年度の収支において比較的大きな超過利潤が発生した事業者があったことを踏まえ、超過利潤が営業収益の5%以上であった22社（このうち、超過利潤が一定水準を超過したのは4社）について、その超過利潤の要因と今後の見通しを分析・評価するとともに、各社から今後の対応方針を聴取した。

これらの事業者の超過利潤の要因については、想定より収益が増加したことが要因であるもの、想定より費用が減少したことが要因であるもの、そしてその両者が要因となっているものそれぞれが存在した。

収益増の要因については、厳冬による需要の増加、大口需要家への供給量の増加、新規の需要獲得などがあげられた。費用減の要因については、設備投資が減少した・実施されなかった、簡易な

¹ 2019年3月28日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、ガス事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

原価算定方式（簡素合理化方式）によって想定原価が大きく見積もられていた、過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、原価算定時の費用の見積りに誤りがあったなどがあげられた。

こうした要因分析を踏まえ、各社の超過利潤が一過性のものか継続する可能性が高いものかについて分析・評価を行った。その結果、19社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）については、来年度以降も平成29年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。これらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行うことが適当である。また、それ以外の3社については、平成29年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があると評価された。

この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過利潤の継続性が高い19社のうち15社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）及びそれ以外の3社のうち1社から、2020年4月までに自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

④ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

● 事業者間精算費について

平成29年度から、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組み（事業者間精算）が新たに導入された。

この事業者間精算費について、平成29年度実績費用と想定原価の比較を行ったところ、実績費用が想定原価から大きくずれた事業者が多くあった（実績費用が20%以上想定原価から下振れした事業者が11社、実績費用が想定原価の2倍以上となった事業者が2社）。実績が想定からずれた主な要因は、新規需要の発生など想定外の需要変動による連結託送供給量の増減であった。

事業者間精算費の上振れに伴う上流事業者の託送収益の増加分は、原則、上流事業者の超過利潤累積額管理表によってストック管理が実施され、値下げの原資となる。しかしながら、現状、事業者間精算により収益を得ているガス導管事業者の一部には、小売供給、託送供給及び卸供給の合計が3に満たないことから託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管事業者があり、これらについてはストック管理・フロー管理が行われていない。

下流のネットワーク利用者の負担となる事業者間精算費の適正性を確保する観点から、事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者については、小売供給、託送供給及び卸供給の合計が3に満たない場合であってもストック管理・フロー管理が行われるよう、託送供給約款制定不要

の対象外とするなど関係規定の改正を速やかに行うことが適当である。²

● 需要調査・開拓費について

平成 29 年度より、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進や都市ガス導管網の効率性向上の観点から、需要調査・需要開拓に係る費用（需要調査・開拓費）を託送料金原価に算入することが認められた。

需要調査・開拓費について、平成 29 年度の実績費用を想定原価と比較したところ、需要調査・開拓費を原価に計上していた全 8 社のうち、7 社について実績費用が想定原価から下振れしていた。想定からのずれの主な要因は、制度導入の初年度であることにより生じる要因が多かった。

需要調査・開拓費は、制度導入初年度という事情から、平成 29 年度の実績だけで評価することは難しく、次年度以降詳細に評価することが適当である。なお、次年度以降の評価にあたっては、費用の実績だけではなく、制度の目的である導管整備の促進や効率性の向上という観点から効果をあげているかについても評価し、将来的には費用の必要性を含めて検証していくことが適当である。

⑤ 収支管理の更なる適正化に向けた対応

ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が 7 社ある。現行制度においては、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。

託送料金の適正性の観点からは、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕組みが重要である。したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でストック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当である。³

(2) 効率化に向けた取組状況

① 大手 3 社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況

ガス導管事業全体の効率化を促進していく観点から、今年度の事後評価においては、先進的な

² この事項については、既に、本料金審査専門会合の提言を受け、平成 31 年 1 月 18 日付で、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、経済産業省令等の改正に関する建議が行われている。

³ この事項については、既に、本料金審査専門会合の提言を受け、平成 31 年 1 月 18 日付で、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に対し、経済産業省令等の改正に関する建議が行われている。

取組を行っていると期待される大手 3 社の取組状況を聴取し、特に効果の大きいものや先進的な取組の内容を確認した。

これらのうち、例えば、以下のような取組は、他のガス導管事業者への横展開が期待されるものであり、今後、これらの取組も参考にしつつ、各事業者において効率化に向けた取組が進められることが期待される。

- 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し
- 工法の工夫（中圧への PE 管導入、非開削工法の導入等）
- 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）
- 工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- 行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

② 効率化取組の横展開に向けた方策

電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、中小事業者を含めた各ガス導管事業者の効率化を促進するために、大手 3 社の先進的な取組の具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、他の事業者が自主的に取り入れるよう促すことが適当である。加えて、一般社団法人日本ガス協会に、中小事業者等への技術的サポート等を行うよう依頼することが適当である。

（3）中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

中長期的な安定供給の確保やガス利用拡大への取組状況を評価する観点から、平成 29 年度における各社の導管延伸の取組状況及びメーター取付数・供給区域拡張の状況を分析した。

① 導管延伸の取組状況

今回の事後評価の対象となったガス導管事業者（143 社）の、平成 29 年度の導管総延長の伸びは、全社の平均で、高圧導管は平均 1.91%、中圧導管は平均 0.67%、低圧導管は平均 0.72%の伸びであった。地域差は認められるものの、ガス導管事業者全体としては導管総延長は増加傾向にある。

各社の平成 29 年度の導管伸び率について、実績と計画の差を分析したところ、中圧・低圧については、実績が計画を下回った事業者が多かった。この理由を事業者に聴取したところ、「工事が次年度にずれ込んだ」、「想定していたガス採用計画（新規需要）が見送られた」等があげられた。

② メーター取付数及び供給区域拡張の状況

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者（126社）の平成29年度のメーター取付数の伸びについては、85社が増加、3社が横ばい、38社が減少であった。また、各社の平成29年度の供給区域の拡張実績を分析したところ、42社が増加、84社が横ばいであった。地域差は認められるものの、ガス導管事業者全体としては需要家数や供給エリアは増加傾向にあることを確認した。

3. 内管工事の取組状況

(1) 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析

需要家数地内のガス工作物（内管）は、需要家の資産であるが、その工事については、保安義務を負う一般ガス導管事業者に依頼することとされている。

その費用については、各一般ガス導管事業者の託送供給約款において、内管工事に要する費用の実績を基礎として見積単価表を作成・公表し、その見積単価表により工事費用を算定して請求すると定められている。

また、各一般ガス導管事業者の内管工事に係る収支については、ガス事業会計規則に基づき、「受注工事収益」及び「受注工事費用」としてその収益と費用を整理することとされており、これらを通じて収支を管理することとされている。一般ガス導管事業者は、その収支状況等を踏まえ、費用の実績を反映したものになるよう、内管工事の見積単価表の改定を行っている。

① 標準モデルによる内管工事見積額の横比較

一般ガス導管事業者が公表している見積単価表を分析したところ、事業者ごとに、建物の区分や、見積額の算定方法がそれぞれ異なっており、見積単価表をベースに費用の水準を比較することは困難であった。そのため、工事件数の多い事業者から内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏まえて全社共通の見積条件（内管工事の標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者（196社）に内管工事の参考見積を依頼した。その結果、各社の参考見積額の平均は13万円であったが、最低5千円から最高26万円まで、大きな幅があった。

各社の参考見積額と内管工事収支の関係を分析したところ、参考見積額が比較的高い事業者が必ずしも大きな黒字ではないなど、参考見積額の高低と内管工事収支の利益率に相関は見られなかった。

参考見積額が比較的高かった事業者については、他の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

② 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者（126社）について、内管工事の平成27

年度から 29 年度の収支状況を分析したところ、3 年合計で収益が支出を上回った社が 95 社、下回った社が 30 社であった（平成 27 年度から 29 年度の内管工事の実績のない 1 社を除く）。また、内管工事の 3 年間の平均利益率が 20%以上の事業者も存在した。

内管工事の 3 年平均利益率が 10%以上で、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない 25 社に対し、利益率が高い理由を聴取したところ、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13 社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12 社)との回答があった。

(2) 各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応

今年度の事後評価の結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会事務局は、関係部局とも連携し、一般ガス導管事業者に対し以下の対応を行うことが適当である。

① 内管工事の見積単価の適正性の確認

内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、その見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。

② 内管工事の収支の適切な管理の徹底

内管工事の見積単価表は費用の実績に基づいて算定することとされていることから、それが適正に算定されているか確認できるよう、各社の内管工事の収支が正確に計算されていることが必要である。しかしながら、今回の分析を通じ、内管工事に係る自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていないケースがあることを確認した。

これを踏まえ、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、内管工事の収支管理の詳細を整理し、事業者にも周知徹底する。

③ 積極的な情報公表の依頼

今回の分析を通じ、内管工事の費用が各社によって大きな幅があることが明らかになった。これを踏まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、また、各事業者における効率化の取組を促すため、一般ガス導管事業者に対し、見積単価表に加えて、典型的なケースを想定した全社共通の見積条件（内管工事の標準モデル）についての参考見積額を HP 等において公表するよう、依頼する。

4. 来年度の事後評価に向けて取り組むべき事項

今年度の本専門会合での審議結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、来年度の事後評価に向けて以下の事項に取り組んでいくべきである。

(1) 託送収支の状況の評価

本年度の事後評価においては、ガスシステム改革の制度改正後の初年度となる、ガス導管事業者の平成 29 年度の託送収支について分析・評価を行った。

ガス導管事業者の中には、平成 29 年度の収益や費用の実績が想定原価から大きく乖離し、結果として、比較的大きな超過利潤が発生した事業者があった。今回の制度変更に伴う託送料金の算定にあたっては、時間的制約等から、原価算定の一部に簡易な方法が用いられたことなど、各ガス導管事業者において必ずしも十分に精度の高い原価算定ができなかったことには致し方ない面もあると推察される。また、今回の制度改正によって、連結託送供給量の変動に大きな影響を受ける収益・費用項目である事業者間精算が導入されたが、これも、平成 29 年度の収益・費用実績が想定原価から大きく乖離する要因の一つとなったと推察される。

こうした背景から、制度上の収支管理はストック管理・フロー管理に基づき行われるものの、各ガス導管事業者においては、自らの託送収支を評価し、想定原価と実績に大きな乖離が生じている場合には、自主的に料金改定の検討を行うことが、ガスの需要家の便益を高めることに資すると考えられる。実際に、今回の事後評価を通じ、現時点において 18 社のガス導管事業者から料金改定の実施予定が表明されたところである。

電力・ガス取引監視等委員会においては、来年度以降も引き続き、各ガス導管事業者の託送収支の状況の分析・評価を通じ、ガス導管事業者の適切な対応を促していくべきである。

(2) ガス導管事業者の事業実施状況の評価

ガス導管事業者の収支の状況の評価するにあたっては、その事業が着実に実施されているかどうかもあわせて評価することが重要と考えられる。こうした観点から、本年度の事後評価においては、導管延伸の取組状況や、メーター取付数等についての分析を行った。

ガス導管事業者は、製造設備から需要場所に安定的にガスを供給する、取引のベースとなる計量・通知を確実に行う、将来の安定供給を支えるガス導管等の設備の維持・更新を行う、将来の新たなガス利用に向けて導管を延伸する、などの幅広い業務を行っており、導管延伸やガスメーター取付数だけでは、その事業実施状況の評価する指標として十分とは言えない。また、将来的には、各ガス導管事業者が、その地域の需要家や事業者のニーズに応じて業務を着実に進めているかどうかについて、自らの事業の実施状況を自主的に取りまとめて公表するといった仕組みが望ましいと考えられる。

来年度の事後評価においては、こうした将来像を念頭におき、ガス導管事業者の事業実施状況を

評価する指標としてどのようなものが適切について、検討を深めていくべきである。

(3) ガス導管事業者の効率化を促進する仕組みの検討

ガス導管事業は、ガスシステム改革後も市場競争が限定的であることから、事業者には効率化を推し進めるインセンティブが働きにくい。このため、行政において各社に効率化を促す仕組みを構築していくことが重要である。

本年度の事後評価においては、大手 3 社の取組のうち先進的で効果の高い取組について電力・ガス取引監視等委員会事務局が取りまとめ、他の事業者が自主的に取り入れることを促すとともに、一般社団法人日本ガス協会に対し、中小事業者等の技術的サポート等を行うよう依頼することを提言した。これを踏まえ、来年度の事後評価においては、一般社団法人日本ガス協会の取組状況をフォローアップし、更なる対応の必要性について検討していくべきである。

さらに、来年度の事後評価においては、各事業者の事業環境等にも留意しつつ、導管投資の単位当たり費用について比較するなど、各社の事業効率性の分析等を通じて、各社の効率化努力を促す仕組みについて検討を進めていくべきである。

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
開催実績**

第1回 (18/10/25)

- ・事務局説明① (評価の進め方案、収支状況)

第2回 (18/12/12)

- ・事務局説明② (収支状況、内管工事)

第3回 (19/1/15)

- ・事務局説明③ (制度改正、効率化)
- ・事業者説明 (東京ガス、東邦ガス、大阪ガス)

第4回 (19/2/18)

- ・事務局説明④ (収支状況、安定供給、内管工事)
- ・事後評価とりまとめ骨子の検討

第5回 (19/3/15)

- ・事後評価とりまとめ案の検討

(参考2)

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
委員等名簿

<座長>

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

<委員>

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

<専門委員>

男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー

<オブザーバー>

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長

(以上敬称略)